# 西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 目 的

本要領は、「西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務」に係る契約の相手方となる 事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等に関し、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1)業務名 西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業務
- (2)業務内容 西日本旅客鉄道株式会社の株式を取得する。
- (3)業務期間 令和7年3月31日までに株式の取得及び受渡しを完了する。
- (4) 提案限度額 100,000,000円以内(手数料含む)
- 3 実施形式 公募型

## 4 日 程

令和6年12月 2日(月)公募開始

12月 9日(月) 質問締切

12月11日(水) 質問に対する回答

12月16日(月) 参加申込書の提出期限

12月20日(金) 資格確認結果送付

12月27日(金) 企画提案書の提出期限

1月上旬 企画提案書審査・ヒアリング審査

1月中旬 選定結果通知

※提案者が少数である場合は、1次選考(企画提案書審査)はヒアリング審査とあわせて実施する。

※日程はあくまで予定であり、変更になる可能性がある。

## 5 参加資格

- (1) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている 者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第

225号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (4)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において 同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認め られるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6)業務一括再委託しない者
- (7)日本国内に本店を有する証券会社で、京都府内に本店、支店又は営業所を有すること。
- 6 参加申込みの手続
- (1)提出書類
  - ア プロポーザル参加申込書(様式1)※
  - イ 事業所概要(様式2)※
  - ウ 業務実績書(様式3)※
  - 工 予定担当者調書(様式4)※
  - オ 誓約書及び役員等調書(様式8)
    - (※提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。)
- (2)部 数 各1部
- (3)提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。

- (4)提出場所 「16 事務局」に記載のとおり
- (5)提出期限 令和6年12月16日(月)午後5時

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

- (1)受付期間 令和6年12月9日(月)正午まで
- (2)受付方法 質問書(様式5)に記入の上、「16 事務局」まで電子メール又はF AXで提出することとし、提出後に電話で到着の確認を行うこと。電話 又は口頭による質問には応じない。なお、何らかの理由により未達の場合にあっても、受付期間終了後の質問は受け付けない。
- (3)回答日及び回答方法

令和6年12月11日(水)午後5時までに亀岡市のホームページにて 公開する。

(4)質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査 (評価)に関する質問は一切受け付けない。

## 8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込みの手続」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1)提出書類 「9 企画提案書について」に記載のとおり
- (2)提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、期限必着のこと。なお、何らかの理由により未達の場合であっても、期限後の提出は認めない。

(3) 提出場所 「16 事務局」に記載のとおり

後1時までを除く。)

(4)提出期限 令和6年12月27日(金)午後5時まで ※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで(正午から午

#### 9 企画提案書について

企画提案書は次のとおりとする。

## (1)内容

## ア 企画提案書表紙(様式6)

- ・正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。
- ・副本には、会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

#### イ 企画提案書

- ・様式自由とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込みにすること。
- ・印刷はカラー、白黒を問わない。
- ・10ページ以内とし、提案内容は簡潔に表現すること。
- ・各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ・仕様書「3.業務の内容」「4.企画提案書の記載内容について」に示す各項目について記載すること。
- (2)提出部数 【紙】正本1部、副本7部

#### 10 審 査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「西日本旅客鉄道株式会社の株式取得代行業 務業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別表「審査項目」に基づ いた企画提案書審査(1次選考)及びヒアリング審査を実施するが、非公開とする。

なお、ヒアリング審査については、企画提案書審査を通過したものを対象に実施する。 ただし、提案者が少数である場合は、1次選考(企画提案書審査)はヒアリング審査と合 わせて実施する。

- (1)日 時 電子メールにて別途通知する。
- (2)場 所 亀岡市役所
- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。
- (4) 所要時間 25分以内(準備3分、説明10分、質疑応答10分、片付け2分)
- (5) 内 容 説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6)使用機器 パソコンは参加者が用意すること。電源、プロジェクター、スクリーン、 ディスプレイケーブル、延長コードは本市で用意する。

#### 11 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合は、選定委員会において手続を継続するのか又は参加資格等を 見直して再公募するのかを協議し決定する。

企画提案者がいない場合は、選定委員会において手続を終了するのか又は参加資格等を 見直して再公募するのかを協議し決定する。

#### 12 結果通知等

#### (1)優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者(以下「候補者」という。)として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、企画提案評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の6割に満たない場合にあっては、候補者 の選定を行わず、再公募するものとする。

#### (2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するととも に、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該 当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

#### 13 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれか に該当し、その者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3)提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

#### 14 情報公開及び提供

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例(平成12年 亀岡市条例第32号)に基づき公開する。なお、本プロポーザルの受託者候補者決定前に おいて、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。

#### 15 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2)参加申込み(参加表明)後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届(様式7)を提出すること。
- (3)契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提出書類を作成し、ヒアリング審査 に出席したスタッフと同一のスタッフが対応すること。ただし、やむを得ない理由によ る変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4)業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5)提出書類等は返却しない。

- (6)審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」 受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を 締結することとする。
- (7)契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者が協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10)次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (12)本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

## 16 事務局

**7621-8501** 

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部桂川・道路交通課

電 話 番 号: 0771-25-5070 (直通)

FAX番号: 0771-23-5000

電子メール: katsuragawa@city.kameoka.kyoto.jp